

65歳未満の方へ

地域包括支援センターは65歳以上の方の相談窓口であると同時に65歳未満であっても以下の方は相談の対象となります。

- 40歳以上の方で介護保険の特定疾病に該当する方で、介護保険のサービスのことを知りたい方、要介護認定申請を行い、要支援1もしくは2の認定を受けた方等
- もの忘れが気になる方やなんらかの「認知症」と診断された方
- 親の介護と仕事との両立が難しく感じている方 等

※相談者の秘密は守ります



抱え込まずにまず
相談じゃよ!